

件名 シカゴ市における復興計画の発表について

ポイント

5月8日（金）、ライトフット市長は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、5つの段階を発表しました。詳細は本文と関連リンクをご覧ください。

本文

5月8日（金）、ライトフット市長は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、州政府の計画と連携した5つの段階を発表しました。下記に具体例を掲げましたように、次の段階への移行等の際し、イリノイ州よりも一層厳格な条件が設けられています。同発表に関する詳細については以下のリンクを参照下さい。なお、現在シカゴ市は第2段階に入っているという位置づけです。

（プレスリリース：

<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/May/ReopeningFramework.pdf>)

○ 5段階の復興計画の概要（詳細は次のリンクを参照ください：
<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/May/ReopeningFrameworkOutline.pdf>)

第1段階：厳格な自宅滞在（Strict Stay-At-Home）

【可能な主な活動】

・「必要不可欠な仕事」等に従事する人以外は在宅勤務。不要不急の外出は控える。同居していない他者、特に新型コロナウイルスの被害を受けやすい友人や家族との物理的距離を確保すること。

第2段階：自宅滞在（Stay-At-Home）

【可能な主な活動等】

・「必要不可欠な仕事」等に従事する人以外は在宅勤務。不要不急の外出は可能な限り控える。同居していない他者、特に新型コロナウイルスの被害を受けやすい友人や家族との物理的距離を確保すること。
・自宅以外ではフェース・カバーを着用すること。

第3段階：慎重な再開（Cautiously Reopen）

【可能な主な活動等】

- ・「必要不可欠な仕事」以外の事業等の段階的な再開，10人以下の集まり（仕事以外の集会等の場合），公共施設の段階的且つ制限的な再開。
- ・他者に会う時は物理的距離の確保とフェースカバーの着用をする。
- ・体調が悪い場合やコロナウイルスに感染した人との接触があった場合は自宅待機。自分にも症状がある場合は検査を受ける。
- ・引き続き新型コロナウイルスの被害を受けやすい人とは物理的距離をとる。

第4段階：徐々に再開（Gradually Resume）

【可能な主な活動等】

- ・適切な安全基準に沿って追加的な事業や定員制限の緩和。公共施設の更なる再開。
- ・新型コロナウイルスの症状が出た場合，または新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は検査を受けること。
- ・物理的距離の確保とフェースカバーの着用をする。（注：着用が必要な場面については言及なし）

第5段階：保護（Protect）

【可能な主な活動等】

- ・すべての事業が再開。一部のイベントが再開。
- ・健康に関する安全策を講じた上でのほとんどの活動の再開
- ・職場や家庭でのスクリーニング、検査の体制整備。

○シカゴ市は次の4つのポイントを観察し，次の段階へ移行するタイミングや事業再開の時期と方法を決めます。

- ・市や周辺の郡で感染率が減少しているか。
- ・検査や陽性患者との接触トレーシング能力があるか。
- ・新型コロナウイルスの被害を受けやすい住民に対し十分な支援体制を確保しているか。
- ・ベッド，人工呼吸器，マスクなどの個人防護具（PPE）などを含む医療体制は，潜在的な感染者増加に対処できるか。

○第3段階移行への具体的な医療条件

イリノイ州が発表した基準よりも具体的かつ厳しい基準が設定されています。

- ・新規コロナウイルス患者数および／または陽性結果割合が14日間以上続けて減少していること。

- ・入院数、ICU 利用数および／または死亡者数が 14 日間以上続けて減少していること。
- ・新型コロナウイルス患者が利用している病床数が 1,800 台未満、ICU ベッドが 600 台未満、人工呼吸器が 450 台未満であること。
- ・1 ヶ月の間に少なくともシカゴ市民の 5% に対して検査をしていること。
- ・14 日間以上続けて陽性率が集団で 30% 未満且つ地域で 15% 未満であること。
- ・インフルエンザ且つ／または新型コロナウイルスに類似した救急患者が減少していること。
- ・集団や地域に対して感染の調査及び感染の追跡ができる体制が確保できていること。

○なお、公園、ゴルフ場、魚釣り、ボート遊び等 ・シカゴ市内のレイクフロントとそれに隣接する小道（トレイル）、公園、リバーウォーク等は5月31日まで引き続き封鎖されます。封鎖された場所に場所に立ち入っている者に対しては、警察当局が警告を与え、それでも命令に従わない場合は最大500ドルの罰金が科されます。詳細は以下をご参照ください。

（罰則等に関する規定：

<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/March/ClosureParksLakefront606Riverwalk.pdf>)

（期限の延長に関する規定：<https://www.chicagoparkdistrict.com/>)

- ・シカゴ市内のゴルフ場は引き続き閉鎖されます。
- ・シカゴ市内での魚釣り、ボート遊びは引き続き禁止されます。ただし、ボートの維持管理等のためにシカゴ公園局のガイダンスに基づき個人がボートと接触することは可能です。

○在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続き自宅滞在命令の遵守に努め、関連情報の収集に努めてください。イリノイ州の自宅滞在命令及び復興計画については以下リンクを参照ください。

（自宅滞在命令）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100048600.pdf>

（イリノイ州復興計画）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100052291.pdf>

当館連絡先 Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。